

## 平成28年度 第3回墨田区区民行政評価委員会 会議概要

会議名称：第3回墨田区区民行政評価委員会

開催日時：平成28年7月26日（火） 午後1時～午後4時45分

開催場所：墨田区役所1階 リバーサイドホール

会議室

### 1 開 会

鏡会長の挨拶で開会し、事務局から審査方法及びタイムスケジュールについて、鏡会長から審議に当たっての注意事項についてそれぞれ説明が行われた。

### 2 議 題

#### (1) 町会・自治会会館建設等補助事業〔区民活動推進課〕

所管部署（鹿島田区民活動推進部長、郡司区民活動推進課長）から自己紹介の後、郡司区民活動推進課長から事業の概要について説明があった。

#### 【主な質疑等】

（萩原委員）：近年マンション内に会館を整備する町会等があり、本事業による補助に際し、事前協議において補助条件を満たさないケースがあるとのことだが、そのように事前協議の段階で断られる件数は大体どのくらいあるのか。

回答（郡司区民活動推進課長）：具体的な数字は持ち合わせてないが、事前相談の段階でそういったところに会館を建設したいというケースはほとんどない。本事業は、多くの申請があって補助していくというようなものではなく、かつて申請して既に会館があるところもあるが、会館はないものの地域の集会所やマンション内の共有スペースを使用しているところもある。そういった意味では事前相談の段階で断るケースはあまりないという状況である。

（武笠委員）：会館未設置数は169町会のうち56.2%ということだが、私の印象ではもっと多いものと思っていた。今年度から賃貸物件についても対象としているとのことだが、賃貸物件の費用、賃料は今後どのように考えているのか。

回答（郡司区民活動推進課長）：賃貸物件に対する補助には、家賃は含まれていない。既存の会館の建設には、土地購入と建物建設に係る費用を補助しているが、ランニング経費は対象としていないので、賃貸物件についても家賃の補助は行っていない。ただ、賃借料については、町会費や町会会計から手当てしてもらうという考え方である。

（武笠委員）：賃貸契約だと大体2年か3年の契約となると思うが、例えば、退出するときの費用や補修費は対象となるのか。

回答（郡司区民活動推進課長）：基本は賃借権設定に係る費用で、その他の経費については内容を精査した上で決定します。

(武笠委員): コミュニティの形成に当たり、自分たちの会館であれば、集会所を利用するよりも主体的に活動ができると思うので、補助を継続してほしい。

(高橋委員): 過去5年以内に同一会館に補助を行ったのは意外と少ないが、これは、会館建設と用地購入を別の年度に行ったケースだが、そのほかにはどのようなケースがあるのか。また、要綱で補助金額が経費の50%以内で、かつ、金額の上限が定まっているが、補助に当たって建設費の妥当性について何らかのチェックはしているのか。申請に当たって業者からの請求書や見積書が付されるが、果たしてそれが本当に妥当な金額かどうかのチェックはしているのか。また、そのチェック体制についても教えてほしい。

回答(郡司区民活動推進課長): まず同一会館への補助のケースだが、例えば、耐震診断、耐震補強や内装替えを年度を分けて行う場合がある。5年間で500万円という上限の中で、今年度はここまでやろう、次年度はこれをやろうという風に計画的に年度をまたぐケースがある。

次に、金額の妥当性の確認については、これまでの事例との比較により検証している。また、物価の変動や消費税の影響についても当然に加味した上で検証している。現状では、第三者に照会をして検証しているという体制は設けていない。

(高橋委員): 最初の質問で、複数年にわたって内部の修繕をするというケースがあるとのことだが、それは新築するケースではなく、内部を補修するケースが多いということか。

回答(郡司区民活動推進課長): そのとおりである。

(高橋委員): 新築の場合は、建てた後にすぐに補助が必要となることはあまり考えにくいですが、本事業の対象は、必ずしも建設だけではなく修繕も含まれるので、複数年にわたって発生するケースがあるということか。

回答(郡司区民活動推進課長): そのとおりである。

(河上副会長): 会館を持っていないところでも町会のコミュニティ活動をしていると思われるが、会館のあるなしでコミュニティ活動の実態に差はあるのか。資料では、会館はコミュニティ活動の基盤であり、コミュニティ形成に影響するとあるが、実際の差はどれくらいあるか、また、その比較を成果指標として捉えているか、具体的な数字は難しくても、エピソード的に把握しているのか、これらについて教えてほしい。

私自身は、地域の活動拠点に関する研究調査を他の自治体でも行っているが、活動費、建設管理の費用をかけてまで会館を自前で持ち続けることがいいのかという議論がある。個人資産でも持ち家がいいのか借家がいいのかという議論があるが、担当課としての考え方を教えてほしい。

回答(郡司区民活動推進課長): 担当課としては、町会には任意団体から法人化していただきたいという考えがある。そのための拠点として自前の施設をもっといただきたいと思っている。そういうことを誘導するためにこのような制度を設けた経緯がある。ただ、自前の会館の所有が難しい時代の中で、要綱を改正して賃借権まで拡大してきたという経緯もある。

その上で、会館のあるなしでコミュニティ活動に差はあると思う。やはり、町会の所有でいつでも使える環境にあると、共有の地域集会所で空いていれば使える場合とではおのずと活動計画も変わってくると思っている。そのため、区としては、賃借又は自己所有に限らず、自前の会館を持っていただきたいということで補助をしている。

また、成果指標については、例えば、地域活動等がどれだけ頻繁に行われているのかという点があると思う。統計データは持ち合わせてないが、現在年間2回開催しているコミュニティ懇談会や全町会自治会長会議において、各町会の課題や地域の課題を伺っているが、引き続き町会長からの要望等や地域のニーズを拾い上げていきたいと思っている。

(横井委員): 町会・自治会の会館所有が前提ということになると、新規で建設することは難しいのかなと思う。その場合、基本的には会館があるところでの買い替え、借り替えということになると思うが、経費の50%以内、上限500万円とする場合、50㎡以上の土地を買おうとすると、補助の額は十分でないと思われる。

あと、町会会員の加入数が70%を切っている状況で、今後加入者数を増やしていくためにどう考えていくのか、また、行政としては、加入率を増やしていくという考えなのか、又は減っている状態の地域コミュニティの中でコミュニティビジネスやコミュニティガバメントをどのように展開していくのか、について伺いたい。

回答(郡司区民活動推進課長): 町会の加入率がおよそ70%というのは、高いか低いかでいうと、23区の中では上位3分の1以上で、近隣区と比べても高い水準にあると言える。やはり墨田区には地域コミュニティが残っていると思っている。

しかし、墨田区の人口はここ数年で4万人ほど増えており、転入する方に対して町会加入を勧めていかなければと考えている。そこで、7月1日から転入者向けに訴求する文書を転入手続の際にお渡しする体制をとっている。その切り口としては、地域防災を支えるのは遠くの親戚より近くの他人ですよということで、そのために地域コミュニティの活動を推進し、町会・自治会に加入し、いざというときに備えましょう、としている。また、ファミリー世帯であれば、子ども会等の活動もあると紹介している。そういった中から何件か問合せをいただく状況にもなっており、さらに加入率を高めていきたいと考えている。

あと、自前の会館を持ってないという状況は確かにあるが、新しく墨田区に転入する方は一戸建てよりも集合住宅に住んでいる場合が多く、その集会所も会館的な機能と考えられる。ただし、これらの集会所は会館としてのカウントには含まれていない。区としては、できれば会館を持っていただきたいと考えてはいるが、会館がなくとも、コミュニティ活動が成り立つのであれば、そういったもので対応していくのはいいことだろうと思っている。いずれにしても、町会又は自治会への加入を今後とも促していくことで地域の防災力、地域力を高めていきたいと考えている。

(齋藤委員): 会館が古いものだと築30年くらい経っていると思うが、建て替えはまだ先の話のため、当然申請数は減ってきているのかと思う。一方で、会館建設補助のほか、エアコン設置などを対象とした補助金があるが、エアコンに限らず、地域活性化やコミュニティ促進に活用していく方法は考えていないのか。

回答(郡司区民活動推進課長): 本事業はハード部分での設備以外を対象としたもので、その他設備に対する補助金がある。このように別々に設けている意図は、冷暖房は当然みんなが共有できるもので、それを備品にまで広げてしまうと、あらゆるものに広がってしまうことがある。そういったものには別に国や他団体の制度、例えば宝くじなど、を利用することができるため、それらとの重複を避けるため、このような形態をとっている。また、おっしゃるとおり古い物件が多いので、補助制度を充実させて耐震診断も対象としている。

(齋藤委員): 会館の多くは会合や夜回りで使われているが、普段見ていると大体閉まっていて活性化が感じられない。また、会館の近くに地域プラザや他の施設がいっぱいあるが、八広、立花等の地域は少ないように見受けられる。この辺の整合性については課題があるのではないかと感じるので、区民アンケートなどをとってみるものの一つの方法かと思う。

また、会館の利用について、若い居住者が多い町会では、会館の前で色々催し物やっていて、非常によいと思う。一方で、高齢者が多い町会ではこのような取組があまり見られない。どうすれば地域の方が気楽にいけるような開かれた会館となり、コミュニティの活性化につなげていくか、それをどのように進めていくかを考えることが大切だと思うが、区の考えを教えてください。

回答(郡司区民活動推進課長): 確かに八広、立花地域は施設数が少ない。適地が少ないという風に聞いている。その代わりといっっては何だが、実は地域集会所が充実している地域でもあり、それらで補完していると認識している。

また、区民アンケートの実施との意見については、数年ごとに区が実施している住民意識調査により意見を拾い上げるような努力を今後もしていきたいとおもっている。

あと、開かれた会館については、町会・自治会の役員の高齢化の問題があり、そこに若い血をどんどん入れていけばもっと活動自体も活性化してくると思い、試行錯誤をしている状態である。

(鏡会長): 会館というのはコミュニティ活動の場として整備しているという目的はよく分かるが、実際に使われている活動内容を教えてください。

回答(郡司区民活動推進課長): 活動内容は様々だが、基本的には月1回の定例役員会、子ども会の催しあるいはお祭りの待機所、会館特有の使い方として、町内で不幸があった場合の葬儀会場として使う場合もあると聞いている。

(鏡会長): それらの活動内容とか利用率は74会館について調査をしているのか。

回答(郡司区民活動推進課長): そのような調査はこれまでやったことはない。どのくらい稼働しているのかの数字は持ち合わせていないのが現状です。

(鏡会長): そうすると、建設等の補助はしているが、実際の使用方法や状態は把握していないということか。

回答(郡司区民活動推進課長): いや、使用されているのは分かっています。ただ、具体的にどんなことに何回使われているかという数字は持ち合わせていないということである。

(鏡会長): そこで問題となるのは、地域で高齢者関係や障害者関係、子ども関係とか様々な施設があるが、それらを横断的に活用すれば、必ずしも自治会、町会単位で会館を持たなくてもいいのではないかと考えるが、区としてのどのようになっているか。

回答(郡司区民活動推進課長): 施設にはそれぞれ設置目的があって、主たる目的が高齢者施設であれば高齢者のための施設である。区が支援している会館は、町会の方がいつでも使え、いつでもコミュニティ活動として使えるということを前提としているため、他の施設を使う、連携するという考えはなかなか難しいと思っている。

(鏡会長): 例えば、児童館のように、昼間は子ども達を使うかもしれないが夜には空いているので、そこを町会が使う、他の団体が使うといった横断的な使い方をすればもっと効率的に地域の人が利用できるのではないかを思う。

回答(郡司区民活動推進課長): そういった御指摘については、別に所管するコミュニティ会館に児童のための学童施設や集会所機能があるので、連携することは可能です。ただ、そのような複合施設は地域にまんべんなくあるという訳ではないので、複合施設がある地域ではそのような利用方法を検討していくということになる。

(鏡会長): これは一つの課だけの話ではなく、全庁的にそういう施設の使い方について対応をしていくことが課題だと思う。会館が整備された町会が169町会のうち74町会だとすると、集会所とか近隣の公共施設を使いながらコミュニティ活動をやっている自治会・町会と、一方で補助金をもらって自分たちの施設を持っている自治会・町会があるとすれば、行政サービスとして差があるということになる。その差については、どのように考えているか。

回答(郡司区民活動推進課長): 確かに、一方で補助金を出して、一方は出していないという状況はあるが、だからといって一切なくしていいのかという話ではないと思う。区としては誘導していこうと考えているところで、現状はその過渡期であると認識している。

(鏡会長): 建ててから30年ぐらい経過した会館があるとすると、地域のコミュニティを構成する人達は変容してくると思う。当初は施設を作って維持していこうという考えがあったと思うが、それが逆に負担となって維持することが難しくなっている状態というのもあると思う。そのようなものについてはどういう対応をしていく考えか。

回答(郡司区民活動推進課長): 維持が難しくなっているケースは確かにあるかも知れないが、今のところそういった事例はない。やはり、自前の会館を持ちたいと

という思いが強いように思われる。今後、もしかしたらそのようなケースも出てくることも考えられるので、そのために世代交代を促していきたいと考えている。

(鏡会長): 時代によってコミュニティの状況は変わる。そういう中で、何を目標として政策を作っていくかというのは難しいけれど重要な問題である。将来的には、地域が変容したときに対応する政策も考えなければならないと思う。

(河上副会長): 1点確認だが、担当課としては、町会ごとに行政サービスの差があって、その結果コミュニティ活動にも差が出ているので、今後は会館を自前で持てるように働きかけを続けていくという理解でよいか。

回答(郡司区民活動推進課長): そのとおりである。

(鏡会長): 本事業のほかに、コミュニティ活動に対する補助はあるのか。あるとすればどのようなものか。

回答(郡司区民活動推進課長): コミュニティ活動を支援する補助金がある。ほかには、例えば、町会が管理する看板に区からのポスター等を掲示することに対する協力謝礼、地域の防災活動を担ってもらうときの防災活動用の資金なども毎年1回169町会に支給している。

(鏡会長): そうすると、先ほどは会館のランニングコストは出していないということだが、ランニングコストをその補助金から支出することは可能か。

回答(郡司区民活動推進課長): 特に用途は指定していないので、可能です。

【質疑時間終了】個人評価が行われた。

## (2) 商工業融資事業〔生活経済課〕

所管部署(小暮産業観光部長、高橋生活経済課長)から自己紹介の後、高橋生活経済課長から事業の概要について説明があった。

### 【主な質疑等】

(高橋委員): まず、区が商工業融資を実施する目的について伺いたい。経営支援の一つとして実施しているとあるが、社会では金融機関を中心に中小企業の財政支援制度がある。区がその役割の一端を担う目的はどこにあるのか。また、実施すべき目的があるとしたら、区が経営支援を実施する方針についても併せて教えてほしい。例えば、中小企業の中でもこういうステージがある企業は金融機関の手がなかなか行き届かないので、区が支援しなければいけないということとか。

次に、昭和40年に融資あっせんを開始し、平成19年に補助金制度の見直しをして支払利子の一部補助に移行しているが、制度見直しの背景や当時議論されていたこと、当時の環境なども踏まえて教えてほしい。

回答(高橋生活経済課長): まず、区の商工業融資の意義については、墨田区は中小企業のまちで、従業員規模の小さい中小零細企業が区の事業者の大部分を占めており、そういう中で中小規模の企業は金利や信用保証料の負担が大きく、財務体質が弱いため金利が高めに設定されており、資金調達ができない現状があるので、

区のあっせんによって中小企業者に資金繰りをしやすくする環境を作っていくことと考えている。

次に、平成19年の見直しの経緯については、補助の重点を信用保証料の補助から利子補助に移行しているが、これは、平成18年4月に信用保証料の弾力化が実施され、企業の経営状況によって信用保証料が9区分に細分化されたことにより、信用保証料に4倍の差が出てくるという状況が生じたので、不公平・不均衡を解消するために、利子補助へと移行したものである。その際、アスベスト対策資金と公害防止資金については政策誘導しなければならないため、例外とした。

(高橋委員): 1点目の回答において、墨田区は中小企業のまちというポイントと財務体質が弱い中小企業に対して手を差し伸べたいというポイントがあったと思うが、中小企業といえども民間企業なので、やはり戦える体力が重要であり、守るべきものは守る必要があると思うが、一方ではしっかり成長させていくという意味で親離れをさせていく必要もあると思う。また、補助の対象が区に1年以上住んでいる、又は拠点を持っているものというのは、対象の幅が広すぎるのではないかと思う。弱い財務体質への支援をどの程度やるのかという運用上での期限の区切りや制限等はあるか。つまり、結局1年以上住んでいれば、創業から10年が経った企業も20年が経った企業も資格は取得できると思うが、果たして20年経った企業に対して業績が良くないという理由で補助金を出すことは、その企業の成長性を考えたときに妥当なのかと思う。今後の成長が見込めない、むしろ引き継ぎ手もない企業が仮に支援対象となっているのであれば疑問がある。本事業の運用に当たり、申請者に対する要件、制約のようなものはあるか。

回答(高橋生活経済課長): まず、前提として、区内の事業所数は減少傾向にあるということがある。企業数が減るということは、新たに企業を興すものより廃業するものの方が多いということなので、区における活力、産業活力を維持していくためには企業数を一定数残す、又は起業を促していくことが必要となってくる。そのため、起業を財政面から援助するチャレンジ支援資金もある。

次に、本事業の運用に当たっての要件だが、基本的には区外に転出する場合は補助を打ち切ることとなる。そのため、利子補助そのものが区内で事業活動を継続していこうとする企業を対象とするものであると考えている。運用に関しては、パンフレットに記載のとおり、申込要件を定めており、その要件に合致していれば、基本的にはあっせんをし、取扱金融機関が融資を実行すればもれなく補助を実施するということになる。

(高橋委員): おっしゃることは理解するが、結局、他の金融機関がやっているのに、なぜ区がやらなければいけないかという点については。

回答(高橋生活経済課長): これは区の事業であり、利率の設定は短期プライムレートを基準にしているが、一般的に大企業と中小企業者とはプラス1%程度の金利差があるので、区で大企業と同程度までの支援をしようとするものです。

(高橋委員): もともと大企業ではないので、差はあってもしかるべきと思う。

(武笠委員): 区が重点を置いて補助すべきと考える資金ほど利用者の負担割合を低く設定されているが、区が重点を置いて補助する資金とそのポイントをもう一度教えてほしい。

回答(高橋生活経済課長): 利用者の負担が一番少ないのは、アスベスト対策資金と公害防止資金であるが、これは、アスベスト除去とか公害防止施設の設置を促していくという政策的な効果を期待して利用者負担を0としている。次に、利用者負担0.2%というのが産業支援資金、事業共同化資金、経営安定資金、チャレンジ支援資金などである。これは、地域産業の活力を維持していくことを政策的に誘導していくことを期待するものである。その他の資金の利用者負担は1から1.2%くらいに設定しており、政策的力点が高いほど、利用者負担も低くしている。

(武笠委員): 1から1.2%くらいの利用者負担としている資金については、事業者のランクとか、経営状況が勘案されるのか。

回答(高橋生活経済課長): 基本的には事業者によって金利に差がでることはない。1から1.2%の金利差の設定をしているのは、あくまでもビジネスに使うという趣旨なので、利用者負担が0では不相当だということ、また、大企業と比べ1%程度の上乗せをして貸し付けていることから、その部分を区で補助するという考え方である。

(武笠委員): 信用保証料の補助は経営安定資金で144件、チャレンジ支援資金で108件実施しているとのことだが、その企業の具体的内容はどのようなものか。

回答(高橋生活経済課長): まず、経営安定資金は、3か月の売上げが前年同月と比べて5%以上減少している企業を対象としている。例えば、円高になれば輸出入に関連する業種は影響を受ける可能性がある。それ以外にも、取引先企業の事業活動により、その関連下請け企業の全てが影響を受けるといった構造的な問題で売上げが下がるような業種が対象となる。

(武笠委員): チャレンジ支援資金の対象業種はサービス業が多いと思われるが、どうか。

回答(田中生活経済課融資係長): チャレンジ支援資金の対象で一番多い業種は、衣料系で卸や小売、そして飲食業が多く、次にサービス業で、このほか建設業、製造業が続く状況である。

(武笠委員): IT関連業は。

回答(田中生活経済課融資係長): 通信事業者に補助している事例が直近では1年間に10件ほどある。

(横井委員): 3点質問がある。1点目は、そもそも支援が必要か必要でないかではなく、この事業による具体的な効果を教えてほしい。例えば創業数、何年比での増減、廃業数などの効果について。

2点目は、融資途中での倒産など、貸し倒れは本事業においてあるのか、あれば何件くらいか。

3点目は、申込みの具体的な方法についてだが、書類審査のみで面談はないのか。港区などでは事前に中小企業診断士と事業計画についての面談などを要すると聞いているが、墨田区ではどうか。

回答(高橋生活経済課長): 1点目の質問であるが、墨田区の起業件数とチャレンジ支援資金との因果関係について分析したデータは持ち合わせていない。チャレンジ支援資金は、新規創業や創業して間もない企業への支援なので、融資件数が広義の起業数と捉えることは可能かと思う。

2点目の貸し倒れ件数については、区では把握していない。商工業融資の場合は東京信用保証協会の保証を付けることとなっている。そのため、倒産により償還が不能となった場合には協会が100%負担、又は協会が80%、金融機関が20%を負担するという仕組みになっている。区では代位弁済の負担が生ずることがないので、データは持ち合わせていない。

3点目の質問だが、要件に該当するかは面談を経て、あっせん書を発行する。その際に、区の補助要件に該当するか、融資をあっせんする条件に該当しているかどうかを確認する。先ほどの件は港区の融資事業だと思うが、区独自で融資制度を設けているところもある。墨田区では過去にはあったが、現在は行っていない。

(横井委員): 区には創業支援ネットワークがあるが、チャレンジ支援資金との関係は。

回答(高橋生活経済課長): チャレンジ支援資金は創業支援ネットワークのシステムの中に組み込まれている。創業支援ネットワークの中で創業方法が分からない方向けにセミナーなどを実施して支援している。ネットワークにおいて創業した方には融資の限度額を増やしたりする。また、登録免許税の軽減措置もある。

さらに、総合支援ネットワークの特定創業支援の受講を修了したとみなされる事業者には、通常、個人事業主の場合は開業の1か月前、法人の場合は2か月前から融資が実行される場所、6か月前に融資を実行することが可能となる。

(鏡会長): 先ほどの横井委員の質問にあった効果に対する回答がなかったが、本事業の効果というのは何か。

回答(高橋生活経済課長): 事業概要にあるとおり、実施補助、信用保証料の補助や負担金の拠出による財務体質の強化、創業支援であれば創業を資金面から支えていく、社会経済構造的な課題から影響を受ける企業に対しては低利融資を供給することによって今ある社会環境に立ち向かってもらうといった効果があると思っている。

(横井委員): それは目的だと思うが。どのような効果が出ているのか。

回答(高橋生活経済課長): 先ほどチャレンジ支援資金に関連してお話したが、貸付実績そのものが起業数でないかと考えている。区内において廃業数が多く、起業が進まない中、開業を促進し、企業数を一定数維持するという効果があると思っている。

(河上副会長): 今の質問も高橋委員が最初におっしゃったことと同じことを議論していると思います。私自身も起業や廃業は基本的にマーケットの経済環境下で行

われるものだと思っており、一方で地域産業の活力維持や、公的に地場産業を育成していくという政策的意義はもちろんあると理解している。本来であればマーケットに任せておけば廃業していく企業に対し、税金を投入して補助してどのくらい効果があるのかと思う。また、他の地域では、本来税金を投入しなくてもいいところはかなり広くお金を投入して課題となっているということを知ったことがある。その辺の事業者の体力の見極めとか、手続の上でどの程度企業の成長効果とかを考えているのかが気になる。その辺りが多分2人の委員がおっしゃっていることに通じるのかと思う。

改めての質問だが、本事業について今の内容にどういう考えを持っているのかということと、申込件数と融資実行件数との差はどのような理由で生じているのかという2点について教えてほしい。

回答(高橋生活経済課長): まず、申込件数と融資実行件数との差については、平成27年度の場合、申込みがあったが実行されなかったもののうち、信用保証協会が否決されたものが77件、金融機関における否決が5件、半分近くが申込者の辞退で、その他は21件である。

次に、経営の継続が難しいところに資金を注入して延命しているのではという意見については、本事業はあくまでも融資のあっせんであり、金融機関、信用保証協会の両方で信用度をチェックすることとなっている。昔は信用保証協会が100%保証していたが、現在は責任共有制度で金融機関が2割、信用保証協会が8割の責任を持ち、金融機関が主体的に企業の信用力をチェックすることとなっている。そういった意味で信用力のチェック体制はできている。区が融資で利子や信用保証料を補助することは延命ではないかということについては、企業の役割は、企業活動による税収と雇用創出といった面がある。企業が地域の人を雇用し、給与を払って雇用を支えているという側面があるため、そのような効果も考えられる。そのため、補助をしないことによる税収面とか雇用創出面での影響も考えられる。

(河上副会長): 補助の上限や下限なり、企業体力の境界のチェックはどのような手続で行っているのか。

回答(高橋生活経済課長): 信用保証協会での審査では、企業を経営状況に応じて9段階に区分しており、信用力が低いところは当然貸し倒れのリスクがあるため、信用保証料率が高くなる。

(河上副会長): では、信用保証協会の結果に基づき決定しているのか。

回答(高橋生活経済課長): そのとおりである。

(齋藤委員): 3点質問がある。1点目は、チャレンジ支援資金の融資に当たってはすみだ中小企業センターの商工相談を受けることとなっているが、地域へのこれからの貢献とか雇用の効果とかを総合的に勘案して、例えば中小企業センターと連携して元本の償還期間を延長するとかいった仕組みは検討の余地があるか。

2点目は、中小企業センターの商工相談は、チャレンジ支援資金に限定されているが、場合によっては経営方法や技術的問題点についても中小企業センターと密接な連携をとりながら支援することを考えてはどうか。

3点目は、墨田区は、金庫や組合等の金融機関が全部で14もあるが、中小企業に軸足を置いている金融機関もあると思うが、区はどのくらい金融機関の把握をしているのか。

回答(高橋生活経済課長): 1点目の償還期間の延長については、過去にリーマンショックのときに、2年間の時限立法で中小企業金融円滑化法があり、返済猶予をしたケースがあるが、現在は行っていない。区の役割はあくまでも融資のあっせんであると考えており、償還期間の延長に係る最終的な判断は金融機関が行うため、難しいと考えている。

2点目の中小企業センターとの連携については、商工相談については、チャレンジ支援資金以外の資金であっても商工相談は任意で受けることができる。事業者の円滑な経営のため、場面場面で商工相談を受けることをお願いすることは必要と考えている。

なお、補足として、チャレンジ支援資金に係る商工相談の義務付けについては、1年以上事業を行っている場合、個人事業主にあっては確定申告、法人にあっては決算書があり、金融機関の審査に耐え得るものがあるので、商工相談を不要としている。チャレンジ支援資金の対象者は、商工相談において、中小企業センターの中小企業診断士と共に金融機関や保証協会の審査に耐え得る創業計画書を作成することを義務付けている。

最後の質問で、金融機関との連携についてですが、創業支援ネットワークには信用金庫や信用組合も参加しており、ネットワークの会議を年4回ほど開催している。その中で意見交換をするところにとどまっているのが実情である。ただ、区としては信用金庫との産学官金連携事業もある。

(萩原委員): 事業目的は区内の事業者数を一定数に保って区内の経済状況を安定させるものと理解しているが、区がこの産業を強くしたいとか、政策として将来的な展望はあるのか。今あるものの衰退を食い止める以外に、本事業により墨田区が活性化して、区民への還元があるとかは考えているのか。

回答(高橋生活経済課長): あくまでも我々は企業の活力維持を資金面から支えるということを目的としている。例えば、長期的な視点で区の産業の活力維持につながるリーディング企業や業種を残していきたいとすれば、資金対策よりも別の政策とあいまった形で行うことになる。しかし、本事業は資金面での支援であって、産業施策としては資金面のほかに、人づくりの面、モノづくりの面で支える政策もあるし、そういったものが一体に行われることにより、区を支える産業の育成や種をまいていくような事業になると思っている。

(高橋委員): 今のお話に関連して、政策としては企業の育成を図って雇用を増やして地域を活性化させていくということなんですが、どれだけの効果があったのか、

成果があったのかが見えないので、果たしてこの手段が本当に有効なのかが、我々の納得感が得られないところである。

施策として色々な方法があると思うが、本事業が果たしてその大きな目標に対してどれだけ寄与しているかをまずは把握する必要があると思う。それが説明にあったように税収増加とか、雇用促進とかの目的に対してどれだけ影響したか、企業がどれだけ区内に定着したか、企業の財政状況がどれだけよくなったかについて、緻密に把握して最終的に区の産業にこういう風にプラスに働いている、と説明があれば、納得感があると思う。

回答(高橋生活経済課長): 確かに創業数が増えたとか経営が改善したといったデータに基づいて説明すべき点があったと思う。

(高橋委員): なので、本事業についていろんな判断ができない状況でもある。

回答(高橋生活経済課長): 定量的な評価に関しては、別の課で基礎データをもっており、当課はどちらかといえば個々のマネジメント支援を行うので、データはあまり持ち合わせていない。基礎データと本事業の因果関係は考えてみる余地はあるかもしれないが、融資による企業の定量的な変化との因果関係を直接的に結び付けるのは難しいと思う。一つの方法として、例えば融資対象者に対して定性的な評価として、融資を受けてどう何が変わったかとかを聞くことはできると思う。

(高橋委員): ですから、直接融資支援されたところが良くなったかを最初に聞こうかなと思ったのだが。

(河上副会長): 今の話が答えになると思うが、私も関心があるのは、今後の方向性について機械的・一律的に補助するのではなく、期待する政策的な効果や社会情勢に合わせた補助のあり方を改善することが重要としながら具体的にどういうことを予定しているのか、今後の方向性をもう少し具体的にどういう風に考えているのか聞かせてほしい。

回答(高橋生活経済課長): 利子補助の利率について、社会経済環境の変化に合わせて補助の水準を変更する必要があるのではないかとというのがまず1点である。あと、信用保証料補助については政策誘導的な面もあるので、政策誘導として重点を置いている区内新規産業を増やしていくことと不況業種に対する経営改善ということで創業支援と経営安定資金について全額補助しているが、社会環境が変わればどういうところを全額補助の対象とすべきかの軸足が変わってくると思う。

(鏡会長): このような経済活動に対する公金の支出というのは、公共政策と一番遠いところにあるものだと思う。そのため、明らかな効果が区民の方々に理解してもらえない形で提示しないといけないと思う。各委員の皆さんはそういう視点で質問していると思うが、最後までモヤモヤ感が晴れなかったというのが正直なところでは。

もう一つ言えば、金額としても商工業融資はほかの補助金と比較して飛び抜けて大きい。平成23年度には5億円、今でも3億7,000万円で、やはり区民の税金を投入するわけなので、きちんとした評価はあってしかるべきだろうと思

う。そういう中で色々な質問をしたが、じっくりした回答が返ってこなかったというのが正直なところで、やはりそこを見えるように指標を設定することが必要だと思う。

いただいた資料においてもアウトプット指標しか書いてないし、アウトカム指標を出してほしいと思う。どういう効果があったのかをきちんと訴えていくことが必要だと思う。

そういう意味で今後も見直しをするというような話があったので、真摯に見直しをし、その財源が有効に使われているということを区民の皆さんが御理解いただけるような見せ方も考えてもらえればと思う。

【質疑時間終了】個人評価が行われた。

### 3 委員会評価

各委員から順番に個人評価に当たったコメントを聴取し、意見交換を行った後、委員会評価を行った。

#### (1) 町会・自治会会館建設等補助事業〔区民活動推進課〕

##### 【高橋委員：個人評価「D」】

地域のコミュニティ形成と発展のために活動の基盤となる会館の役割は一定の効果はあると思うが、果たして建物を占有する必要があるのかについては不明である。過半の町会等が会館を持たずに活動している中、会館がないことによってコミュニティ活動が本当に制約されるのかが分かりにくいと感じた。会館のない町会等の活動状況や会館の利用状況について実態調査をした上で、会館の必要性や手段の有効性について今後も継続して検討してほしい。

##### 【齋藤委員：個人評価「B」】

町会・自治会の活動を会館で全て運営するのがいいかどうか分からない。例えば、大型マンションの共有スペースに区の施設として集会所等を設け、無料で利用することができるような仕組みもあるのではないかと。自治会館のあり方は曲がり角に来ていると思う。

##### 【萩原委員：個人評価「C」】

予算に対する決算が少ないので、事業の必要性、需要性は低いと感じた。今年度から耐震診断等にも拡充され、今後の申請は増加する可能性も高いと思うが、当初の本事業の目的とズレているような気がする。また、会館自体が地域コミュニティの活性化を促しているかが疑問である。一方で、防災拠点等の役割もあるので、会館としての一定の役割はあると思う。

##### 【武笠委員：個人評価「B」】

自前の会館がない町会が半数以上もある現状において、町会・自治会が主体的に活動するためには、いつでも活動できる会館があった方がよいと思う。新しい取組とし

て、複合施設に自治会の共同の場所を作るなど、21世紀のビジョンを広げ、今の10代も集まるコミュニティ活動の拠点づくりを考えてほしい。

**【横井委員：個人評価「C」】**

今後、町会・自治会会館は子育て支援や福祉などを提供する場としての役割やニーズが高くなっていく可能性と期待を考えて必要性はあると思う。しかし、資産形成に補助金を出しているということに疑問があり、現在町会・自治会が行っている行政の下請け的な活動や一部の既存組織だけではなく、住民一人ひとりが参加できる意義や楽しみを感じる団体としての活動を促進してほしいと思う。

**【河上副会長：個人評価「D」】**

会館自体はコミュニティの独自活動を行う拠点として一定の必要性や有効性があると認められる。一方で、会館を利用した活動の実態把握が全くなされていない点は大きな課題であると考えます。また、町会が会館を所有することが必要なのか、かえって活動の負担になっているのではないかという疑問もある。補助金や公的な居場所づくりだけではなく、地域の自発的なニーズに合わせた共助の力を活かしたまちの居場所づくりという観点で大きく見直してほしい。

**【鏡会長：個人評価「C」】**

地域のコミュニティ活動の拠点としての会館の必要性は認めるが、町会等の担い手の高齢化、人口減少やコミュニティの変容による会館の維持管理や活動の継続に課題があるため、様々な施設の相互利用を考える全庁的な施設のあり方を検討してほしい。全体として、会館のある町会とない町会との財源の配分の差が気になる。また、自治会、老人会、子ども会、婦人会という形で細分化することで逆にコミュニティの活動を阻害することになるため、それらを包含したコミュニティづくりの場を形成するような事業であってほしいと思う。

**【委員会評価「C」】**

以上の個人評価（B：2人、C：3人、D：2人）を踏まえ、委員会評価を「C」とした。

**(2) 商工業融資事業〔生活経済課〕**

**【高橋委員：個人評価「C」】**

事業目的と政策への影響度、達成度、貢献度が全く見えてこない。まずは、効果をしっかりと把握し、本事業が本当にその目的を達成できているのか、効果があるのかを把握していただきたい。その上で、政策への有効性を判断し、的確な中小企業振興策を実施してほしい。

**【齋藤委員：個人評価「B」】**

考え方にPDCAサイクルが含まれていないと思う。まず現状認識が十分になされていないという印象がある。ただし、現実問題として、本事業を必要とする中小企業

の方々もいるので、急に大幅な変更をすることは難しい状況だと思うので、可能なところから見直しをしていただきたいと思う。

**【萩原委員：個人評価「C」】**

区内の事業者数を一定数保ち、区内の経済状況を安定させる目的は理解できるが、補助による効果が分かりにくい。この補助金が区内の事業を活性化させているという根拠を提示してほしかった。ただ、本事業の必要性は認められるので、制度の効果等を把握し、全体を見直してほしい。

**【武笠委員：個人評価「C」】**

中小企業の多い墨田区では本事業の必要性はあると思う。ただ、その効果に関するデータがないため、本事業の有効性に疑問がある。今後、社会経済環境の変化に合わせた利子や信用保証料の補助のあり方を検討する上でも、裏付けとなるデータは必要であると思う。

**【横井委員：個人評価「D」】**

中小企業の経営向上と安定を図るのが本来の目的であれば、一番必要なのは企業の自助努力であり、事業計画の見直しと財務計画の強化であり、行政が行うべきことは、企業が事業活動をしやすいような環境整備ではないかと思う。また、融資あっせん事業そのものを業務委託している自治体もあることを考えれば、そもそも区が行うべき事業なのかという疑問も感じる。

**【河上副会長：個人評価「D」】**

政策的に重点化される融資事業の意図や効果が見えづらい。明確なビジョンに基づき、補助すべき企業の選択や特定があってもよいと思う。機械的に一律に補助を行うのはかえって企業の成長につながらないため、補助の効率的な運用や対象にプライオリティを付けて明確な効果が出るよう検討してほしい。効果測定も定性的であっても実施すべきで、事業又は課で単独でできないのであれば事業や課をまたがって、ある程度の数値的な方向性や効果をきちんとまとめて公表すべきだと思う。

**【鏡会長：個人評価「D」】**

区の特性として地域産業を育成したいということは理解できるが、公的資金を投入するという面では、現在の社会情勢から区が民間事業者の支援をする意義は薄く、その効果が全く見えないので、政策的な意味をもっと整理し、大きな改善が必要だと感じた。区を上げて民間事業者を支援するのであれば、例えば、起業の際には区の広報等に事業者名を掲載して応援するとか、クーポン券等を発行してその商品の販売を促進するとか、やり方はほかにもあるのではないかと思う。

**【委員会評価「D」】**

以上の個人評価（B：1人、C：2人、D：4人）を踏まえ、委員会評価を「D」とした。

#### 4 第4回委員会事前質問の検討

次回の第4回区民行政評価委員会の事前質問について、確認・検討を行った。

#### 5 その他（事務連絡等）

事務局から、第4回区民行政評価委員会の開催日時等について説明があった。

#### 6 閉 会